

第 25 期 中 間 決 算 公 告

2020年12月21日

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
株式会社 整理回収機構
 代表取締役社長 本田 守弘

中間貸借対照表（2020年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	90,833	預 金	2
買 入 金 銭 債 権	12	借 用 金	549,189
有 価 証 券	487,228	そ の 他 負 債	4,639
貸 出 金	84,866	未 払 法 人 税 等	11
そ の 他 資 産	2,796	リ ー ス 債 務	119
その他の資産	2,796	資 産 除 去 債 務	138
有 形 固 定 資 産	336	そ の 他 の 負 債	4,370
無 形 固 定 資 産	26	退 職 給 付 引 当 金	272
支 払 承 諾 見 返	2,477	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	57
貸 倒 引 当 金	△ 44,757	繰 延 税 金 負 債	1,881
		支 払 承 諾	2,477
		負 債 の 部 合 計	558,521
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	12,000
		利 益 剰 余 金	49,081
		その他利益剰余金	49,081
		繰越利益剰余金	49,081
		株 主 資 本 合 計	61,081
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,218
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,218
		純 資 産 の 部 合 計	65,299
資 産 の 部 合 計	623,820	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	623,820

中間損益計算書 〔 2020年4月 1日から
2020年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		6,733
資金運用収益	3,030	
(うち貸出金利息)	(938)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,086)	
信託報酬	6	
役務取引等収益	4	
その他経常収益	3,691	
経 常 費 用		6,941
資金調達費用	12	
(うち預金利息)	(0)	
役務取引等費用	172	
営業経費	3,470	
その他経常費用	3,285	
経 常 損 失		△ 207
税引前中間純損失		△ 207
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		4
中 間 純 損 失		△ 212

個別注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～18年
その他	2年～16年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。貸出金等について当社が「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、破産更生債権等特定の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

III. 追加情報

(貸倒引当金への新型コロナウイルス感染症への影響)

当中間期においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取引先の返済能力への影響は、軽微であるとの仮定により、貸倒引当金を計上しております。この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染拡大等に伴う取引先への影響が深刻化した場合には、当年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

IV. 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 9百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,886百万円、延滞債権額は30,427百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,379百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,375百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,069百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 439 百万円であります。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 401 百万円
8. 当社の単体自己資本比率（4.88%）については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外〔預金保険法 附則（平成 10 年 10 月 16 日法律第 133 号）第 11 条第 9 項〕であります。
9. 「その他の資産」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 未収還付配当利子所得税 415 百万円
 - ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 124 百万円
 - ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 32 百万円
10. 「その他の負債」は次のものであります。
 - ・ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、預金保険機構に納付する額 1,164 百万円
 - ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 189 百万円
 - ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 1,861 百万円

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 債権回収等益 2,590 百万円
 - ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき収益 124 百万円
 - ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき収益 32 百万円
2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づく預金保険機構への納付金 1,164 百万円
 - ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づく預金保険機構への納付金 189 百万円
 - ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づく預金保険機構への納付金 1,861 百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	90,833	90,833	-
(2) 有価証券 その他有価証券	25,898	25,898	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(△)(※1)	84,866 △44,575		
	40,291	41,015	724
資産計	157,023	157,748	724
(1) 借入金	549,189	549,170	△18
負債計	549,189	549,170	△18

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

回収見込の困難な貸出金については、担保及び保証による回収見込額と確実な担保外入金見込額に基づいて貸倒引当金を個別に引き当てているため、時価は中間期末日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、当社は新規貸出を行っておらず、また、譲受機関により貸出条件が様々なため、一定の前提を置いて貸倒見積額を折り込んだ将来キャッシュ・フローを見積り、それを安全利子率で割り引いて時価を算定しています。

負債

(1) 借入金

約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

上記以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	245,830
② その他の証券 (※1) (※2)	215,489
③ 子会社株式	9
合 計	461,320

(※1) これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間期において、その他の証券について24百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年9月30日現在)
時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
2. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照 表 計 上 額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	25,880	19,800	6,080
	小計	25,880	19,800	6,080
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	18	18	-
	小計	18	18	-
合計		25,898	19,818	6,080

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は14百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は、時価が取得原価まで回復する見込みがないものとして減損処理を行っております。時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、時価の回復可能性の判定を行ったうえで減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金 (注 1)	69,193 百万円
貸倒引当金	12,080
その他	360
繰延税金資産小計	81,634
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金額	△69,193
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,411
評価性引当額小計	△81,634
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
有形固定資産 (資産除去債務)	△20
有価証券評価差額	△1,861
繰延税金負債合計	△1,881
繰延税金負債の純額	△1,881 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2020年9月30日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (*1)	30,025	6,481	—	24,613	2,091	5,983	69,193
評価性引当額	△30,025	△6,481	—	△24,613	△2,091	△5,983	△69,193
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	272,080円86銭
1株当たりの中間純損失金額	△886円42銭

信託財産残高表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	0	金銭信託以外の金銭の信託	0
合 計	0	合 計	0

- 注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。
3. 元本補填契約のある信託については、取扱残高はありません。

第25期中間決算公告

2020年12月21日

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
株式会社 整理回収機構
 代表取締役社長 本田 守弘

中間連結貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	90,847	預 金	2
買入金銭債権	12	借 用 金	549,189
有価証券	487,219	その他負債	4,640
貸 出 金	84,871	退職給付に係る負債	272
その他資産	2,796	役員退職慰労引当金	57
有形固定資産	336	繰延税金負債	1,881
無形固定資産	26	支払承諾	2,477
支払承諾見返	2,477	負債の部合計	558,521
貸倒引当金	△ 44,757	(純資産の部)	
		資 本 金	12,000
		利益剰余金	49,090
		株主資本合計	61,090
		その他有価証券評価差額金	4,218
		その他の包括利益累計額合計	4,218
		純資産の部合計	65,308
資産の部合計	623,829	負債及び純資産の部合計	623,829

中間連結損益計算書

(2020年4月 1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		6,733
資 金 運 用 収 益	3,030	
(うち貸出金利息)	(938)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,086)	
信 託 報 酬	6	
役 務 取 引 等 収 益	4	
そ の 他 経 常 収 益	3,691	
経 常 費 用		6,941
資 金 調 達 費 用	12	
(うち預金利息)	(0)	
役 務 取 引 等 費 用	172	
営 業 経 費	3,470	
そ の 他 経 常 費 用	3,285	
経 常 損 失		△ 207
税金等調整前中間純損失		△ 207
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		4
中 間 純 損 失		△ 212
非支配株主に帰属する中間純損失		—
親会社株主に帰属する中間純損失		△ 212

(中間連結財務諸表の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

株式会社ティーエイチアールクレジット

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

埼玉中央保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

埼玉中央保証株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は9月末日であります。

連結注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

2. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～18年
その他	2年～16年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

3. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、破産更生債権等特定の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

III. 追加情報

(貸倒引当金への新型コロナウイルス感染症への影響)

当中間期においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取引先の返済能力への影響は、軽微であるとの仮定により、貸倒引当金を計上しております。この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染拡大等に伴う取引先への影響が深刻化した場合には、当年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

IV. 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,886 百万円、延滞債権額は 30,427 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 2,379 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 19,375 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 61,069 百万円であります。
なお、1 から 4 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 439 百万円であります。
6. 有形固定資産の減価償却累計額 401 百万円
7. 当社の連結自己資本比率 (4.89%) については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外 [預金保険法 附則 (平成 10 年 10 月 16 日法律第 133 号) 第 11 条第 9 項] であります。
8. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 未収還付配当利子所得税 415 百万円
 - ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 124 百万円
 - ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 32 百万円
9. 「その他負債」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、預金保険機構に納付する額 1,164 百万円
 - ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 189 百万円
 - ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 1,861 百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 債権回収等益 2,590 百万円
 - ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき収益 124 百万円
 - ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき収益 32 百万円
2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。
 - ・ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づく預金保険機構への納付金 1,164 百万円
 - ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づく預金保険機構への納付金 189 百万円
 - ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づく預金保険機構への納付金 1,861 百万円
3. 中間包括利益の金額 $\Delta 2,255$ 百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	90,847	90,847	-
(2) 有価証券 その他有価証券	25,898	25,898	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(△)(※1)	84,866 △44,575		
	40,291	41,015	724
資産計	157,037	157,762	724
(1) 借入金	549,189	549,170	△18
負債計	549,189	549,170	△18

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

回収見込の困難な貸出金については、担保及び保証による回収見込額と確実な担保外入金見込額に基づいて貸倒引当金を個別に引き当てているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、当社は新規貸出を行っておらず、また、譲受機関により貸出条件が様々なため、一定の前提を置いて貸倒見積額を折り込んだ将来キャッシュ・フローを見積り、それを安全利子率で割り引いて時価を算定しています。

負債

(1) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

上記以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	245,830
② その他の証券 (※1) (※2)	215,489
合計	461,320

(※1) これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間期において、その他の証券について24百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	25,880	19,800	6,080
	小計	25,880	19,800	6,080
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	18	18	-
	小計	18	18	-
合計		25,898	19,818	6,080

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は14百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は、時価が取得原価まで回復する見込みがないものとして減損処理を行っております。時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、時価の回復可能性の判定を行ったうえで減損処理を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	272,118円80銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純損失金額	△886円96銭